

平成29年教育委員会 第11回定例会

1 日 時 平成29年11月30日(木) 13時30分開会 14時39分開会

2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室

3 出席委員 教育長 林 秀 樹
教育委員 笹 谷 純 代
教育委員 小 澤 倭 文 夫
教育委員 荒 田 純 司
教育委員 常 見 幸 司

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部次長 須 藤 慶 子
教育部市立学校適正配置担当次長 石 崎 政 嗣
学校教育支援室長 中 島 正 人
学校教育支援室主幹(指導担当) 大 山 倫 生
学校教育支援室主幹(市立学校適正配置担当) 佐々木 雅 一
学校教育支援室主幹(学務担当) 成 田 和 陽
教育総務課長 笹 山 貴 史
施設管理課長 伊 藤 雅 浩
学校給食センター副所長 山 廣 伸 幸
生涯学習課長 海 谷 昌 弘
生涯スポーツ課長 丸 田 健 太 郎
教育総務課総務係長 安 藤 英 明
教育総務課総務係 会 沢 秀 紀

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案
議案第2号 小樽市学校運営協議会規則案
議案第3号 学校職員の処分内申について
報告第1号 小中学校の学校再編について
報告第2号 いじめ防止キャンペーン標語について
報告第3号 第5回小樽音読カップの結果について
その他 ・寄附採納について

8 議 事

林教育長 ただいまから、教育委員会第11回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、常見幸司委員を御指名させていただきます。
はじめにお諮りいたします。議案第3号「学校職員の処分内申について」は会議規則第13条第1項第2号により非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 では、そのように進めさせていただきます。
それでは、議案第1号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案の説明をお願いします。

議案第1号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案

学校給食センター副所長 議案第1号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案について、御説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、学校給食共同調理場条例第4条の規定により設置しております学校給食センター運営委員会委員につきまして、先月の第10回定例会で御審議いただき、委嘱が決定しました13名のうち、1名の委嘱ができなくなり、欠員が生じたために、新たに委嘱するためであります。資料の1枚目が新委員の一覧表、2枚目が旧委員の一覧表になっており、新たに委嘱する委員を太字で表記しております。

委嘱ができなくなった委員であります。小樽市学校薬剤師会推薦の岡崎政智おかざきまさとし氏が10月30日にお亡くなりになり、代わりに同会より、顧問 三ツ野篤久みつのあつひさ氏の推薦がありましたので、委員に委嘱したいと考えております。

なお、任期は、ほかの12名の委員と同じ、平成31年10月31日までとなります。

以上 本委嘱案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。

各委員 (異議なし)

林教育長 それでは、議案第1号を了承したいと思えます。
次に、議案第2号 小樽市学校運営協議会規則案の説明をお願いします。

議案第2号 小樽市学校運営協議会規則案

学校教育支援室主幹（学務担当） 議案第2号 小樽市学校運営協議会規則案について、御説明いたします。

まず、一番最後のページを御覧ください。こちらにはコミュニティ・スクールについての概略が記載されておりますが、コミュニティ・スクールは学校運営協議会制度を導入した学校を指し、「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる有効な仕組みで、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるものです。

学校運営協議会には主に3つの役割があります。一つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することで、地域と学校が一体感を持ち、同じ目標に向かっていくこととなり、この制度の一番重要な機能であります。二つ目は、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができること、三つ目は、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができることです。このように、保護者や地域住民の意見を学校運営に生かすことができますが、最終的に校長が学校運営について責任を持つことは従来と変わりません。

次に、小樽市におけるコミュニティ・スクールの設置に向けた動きについて、資料、1枚戻って御説明いたします。

法改正によりまして、平成29年度から学校運営協議会の設置が努力義務となったほか、平成32年度に小学校、平成33年度に中学校で完全実施される次期学習指導要領の中では、「社会に開かれた教育課程」が基本理念として示され、学校と地域社会との関係構築にはコミュニティ・スクールの導入が不可欠です。

道内の小中学校では、囲み部分にありますように、コミュニティ・スクールの導入が加速しており、小樽市は、今年度から稲穂小学校と手宮中央小学校が、先進地視察や地域住民向けの研修会の開催など、導入に向けた準備を進めているところですが、稲穂小学校において平成30年導入の見通しが立ったため、学校運営協議会を設置する今回の規則案をお示しするものです。規則制定後は、第3条に基づき学校運営協議会の設置を稲穂小学校に設定、学校に通知し、その後、第8条により委員の任命を経て、コミュニティ・スクール導入へと進む予定です。

今後は、各小中学校への導入を促進するため、校長会に対し、学校運営協議会制度についての説明や、先進都市の事例など情報提供を行うことで共通認識を持ち、今後、導入に向け各校での取組を進めてもらうよう、働きかけてまいりたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく御願いたします。

林教育長 規則案の説明はないのですか。

学校教育支援室主幹（学務担当） 規則案の説明につきましてはですね、第1条から目的、趣旨というふうに繋がってございますが、例えば、先ほど説明いたしました3つの柱の部分につきましては、第5条、それから第4条に記載されてございます。それから、めくって第8条にな

りますが、委員の任命ということで、協議会の委員は15名以内としまして、第1号から第8号に掲げるものの中から教育委員会が任命するということになってございます。

以上でございます。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

小澤委員 規則の表記上のことでお聞きしたいと思います。第3条の「教育委員会は、前条の目的を達成するため」という表記があって、最初、目的は第1条かな、と。でも、この趣旨は、多分第2条を前条と言っているのだろうなということで、私は読んでいったのですけれども、一般的には前条というのは第2条。といっても、趣旨に記された目的という、そういう読み取りで、こういう規則は構成されるものかな、ということをお聞きしたかったんです。

学校教育支援室主幹（学務担当） 各条の見出し、第1条に目的と書いてありまして、第3条の目的というのは、おっしゃるとおり第2条の趣旨の部分が、どういうことを目的にやるかということに記載しておりますので、ちょっと紛らわしい記載になっておりますが、第2条の趣旨ということで書いてございます。

小澤委員 条文のつくりとして適切なのかどうか、という疑問をもったものです。

林教育長 目的というのが先に出てきてしまっているんで、それに引っ張られる形になっちゃうのかもしれないですけど、ここで言っているのは協議会の運営内容の趣旨を、ここで前条という形で言っていて、これは先進地、先にどんどん進んでいる所と大体同じような作りになっているというふうに伺っています。

ほかにございませんか。よろしいですか。

小澤委員 もう一つは、第6条、「協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする」。従来、学校評価に関わる外部評価と称されたものと、この運営状況の評価というのは、同じものなのか別なものなのか、その辺りのところをお聞きしたいなと思ったのですが。

学校教育支援室主幹（学務担当） 既に導入されている都市における例としましては、元々第三者による学校評価というのはございます。既存の仕組みを、学校運営協議会を設置することによって、その中でさらに発展させて評価するという形で一体化して、それぞれ別に行うのではなくて、この中でやることで学校評価に代えるという形の発展をしている場合がございますので、そういう形になっていくものというふうに考えていただければと思います。

小澤委員 そうしますと、外部評価を、運営協議会の運営状況の評価をもって代えることができるという趣旨？

学校教育支援室主幹（学務担当）　　そういう形で発展して置き換えることができる、と。

林教育長　　あくまでも協議会が評価の仕方も含めて決めていっていいということ？

学校教育支援室主幹（学務担当）　　そうですね。協議会として一つの評価をしていく例もございますし、今までであったものも当然並行してやるのは構いませんけれども、実態としては、内容を一つにまとめて、運営協議会の中に地域と保護者というメンバーも含まれておりますので、そこで第三者評価の一部として、一つに考えて行っている都市もあるというところです。

林教育長　　そうしたら、今の状況とどういふふうになるか、変わらない？　今学校評議会で、外部の評価をもらったり、それからアンケートをとったりと、いろいろやり方はあるのかもしれないけど、その進め方と今回ここでうたわれている部分は変わるかわらないか。

学校教育支援室主幹（学務担当）　　都市によってはそのまま並行して従来どおりやっていく、第三者評価は続ける。それから協議会の中では、新たにその中での評価というものもありますし、一つにまとめてやるということで、そこは画一的な形には（ならない）。それぞれの都市で状況は変わっておりますので、小樽市の場合だと導入した後、その部分は各学校で一つにまとめていくのか、今までのものと別に新たにこの協議会の中で評価を行うかというところは、学校ごとになっていくのかなとは考えております。

林教育長　　評価の仕方だとか、そういうひな形というのは教育委員会も関わって、どういふふうにして評価していただくか、学校任せにしないでやるのでしょうか。

学校教育支援室主幹（学務担当）　　もちろんこちらのほうでもそういう形で（やる予定です）。

林教育長　　そうでないと、やっぱり協議会に全て任せてしまうことがいいことなのかどうなのかというと、結構視点がずれたりする可能性も出てくるのかなというふうに思うので、そこら辺は学校側と十分協議が必要なんじゃないかな。

学校教育支援室主幹（学務担当）　　そうですね。その部分については、見方というか、どういふ方向でいくかというのは。

林教育長　　協議会をせっかく作ったのだから、そこで評価してもらおうというのは大切なことだとは思いますが、やっぱり、そのやり方だとかというのは、他の学校との関係もあるから、ちゃんとそこら辺は教育委員会のほうで調整が必要かなと思うのですけどね。
ほかに小澤委員、もしございましたら。

小澤委員　　もうひとつは第8条の3、委員の15名以内の内訳の3ですけれども、対象学校の運営に関する活動を行う者というのは、例えばどのような方を想定されているのでしょうか。

学校教育支援室主幹（学務担当） 第3号の部分でしょうか。

小澤委員 はい。

学校教育支援室主幹（学務担当） これは学校の運営に資するということで、ボランティアさん、図書ボランティアさんですとか、いろんな形で学校に協力していただいて、活動していただいている方を考えています。

小澤委員 現在ある学校評議員の方がこの運営（協議会）委員になる、任命されるということもあり得るのでしょうか。

学校教育支援室主幹（学務担当） そうですね。学校評議員の中で、これに該当する部分であれば、この協議会の中に入ることも考えられます。

小澤委員 はい、わかりました。

林教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 （なし）

林教育長 それでは、議案第2号を了承したいと思います。
次に、報告第1号 小中学校の学校再編について、説明をお願いします。

報告第1号 小中学校の学校再編について

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 報告第1号 小中学校の学校再編について、報告いたします。前回、10月26日開催の第10回定例会以降の状況についてです。報告第1号を御覧ください。

はじめに、統合協議会関係です。

花園小学校・入船小学校統合協議会関係ですが、11月7日の第3回学校支援部会では、これまでの部会で検討し、第3回統合協議会で通学安全マップに記載することとした注意箇所や現在の花園小学校の通学安全マップに記載されている注意箇所を基に作成した統合花園小学校の通学安全マップについて協議し、部会案をまとめました。

次に、緑小学校・最上小学校・入船小学校統合協議会関係ですが、10月30日の第3回学校支援部会では、これまでの部会で検討し、第6回統合協議会で通学安全マップに記載することとした注意箇所を基に作成した山の手小学校の通学安全マップについて協議し、部会案をまとめました。

次に、入船小学校・奥沢小学校・天神小学校統合協議会関係ですが、11月1日の第3回

学校支援部会では、これまでの部会で検討し、第5回統合協議会で通学安全マップに記載することとした注意箇所や現在の奥沢小学校の通学安全マップに記載されている注意箇所を基に作成した統合奥沢小学校の通学安全マップについて協議し、部会案をまとめました。また、11月9日の第6回学校づくり部会では、学校教育目標、学校経営の基本方針と重点、学校での取組、特色などを盛り込んだ統合奥沢小学校のグランドデザインと平成30年度の学校経営方針について協議し、部会案をまとめました。

次に、閉校式の開催結果についてです。

まずはじめに、最上小学校及び入船小学校の閉校式に当たり、各委員の御出席を賜りありがとうございました。閉校式は、後志教育局長をはじめとする御来賓や多くの参加者の下挙行し、11月18日（土）の最上小学校閉校式は参加者517名、11月25日（土）の入船小学校閉校式は参加者599名でした。今年度は、このほか、2月には緑小学校、天神小学校の閉校式を予定しております。

報告は以上です。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、報告を終わりたいと思います。
続きまして、報告第2号 いじめ防止キャンペーン標語について、説明をお願いします。

報告第2号 いじめ防止キャンペーン標語について

学校教育支援室主幹（指導担当） 報告第2号 いじめ防止キャンペーン標語について、御報告いたします。

いじめ防止キャンペーン標語については、市内のほぼ全ての小中学生が取り組み、取組総数6,850点から325作品の応募がありました。2枚目の審査結果を御覧ください。

まず、指導グループで1次審査を行い、小学校7点、中学校7点、計14点に絞りました。次に、事前に、委員の皆様から、良いと思われる作品を小学校3点、中学校3点を選んでいただき、1位を3点、2位を2点、3位を1点として集計したところ、合計点は、御覧の表のようになりました。

合計点を見ますと、1位が8点を獲得した稲穂小学校の南さんと朝里中学校の園部さん、3位が緑小学校の斎藤さん、忍路中学校の田中さん、朝里中学校の武田さんで、ここまで、小学校2点、中学校3点となりましたが、小中学生の人数バランスを考慮し、小学校で5点を獲得した望洋台小学校の中居さんと塩谷小学校の石寄さんを含め、今年度は小学校4点、中学校3点の合計7作品を入賞とすることといたしました。なお、朝里中学校の園部舞凜さんは、昨年度も朝里小学校6年生のときに入賞しており、2年連続の受賞となりました。

入賞作品は、今後、短冊にして各学校へ送付し、校内に掲示していただき、いじめ防止の

啓発に活用することとなっております。

先月の定例会でもお知らせしておりますが、今週の土曜日12月2日10時から、青園中学校で行われる「小樽いじめ防止サミット」の冒頭で、今回入賞した7名の表彰式を行う予定となっておりますので、御参加いただく教育委員の方々、賞状授与のプレゼンターをお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、次のページを御覧ください。

先月の定例会において、いじめ防止キャンペーン期間中の取組として、校内研修の取組内容について御質問がありましたので、各学校の取組を一覧としてまとめました。内容としては、文科省や道教委等の資料を活用した、いじめの未然防止に向けた取組についての協議や、いじめ問題対策研修会に参加した教員による研修内容の還元、いじめアンケートの結果分析と対応策の協議など、各学校の実情に応じた内容となっております。

以上でございます。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いをいたします。

常見委員 いじめ防止キャンペーン中の校内研修に関して、実に細やかにいろいろ検討されているということが非常によくわかりましたので、大変、見させていただいて参考になりました。それから、先生方も努力されているというのが非常によくわかりました。また、それをまとめるのが大変だったと思います。どうもありがとうございました。以上です。

林教育長 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは報告を終了させていただきます。

次に、報告第3号 第5回小樽音読カップの結果について、説明をお願いします。

報告第3号 第5回小樽音読カップの結果について

学校教育支援室主幹(指導担当) 報告第3号 第5回小樽音読カップの結果について、御報告いたします。

委員の皆様には、11月12日(日)に行われた第5回小樽音読カップに御参観いただき、誠にありがとうございました。今年度の結果をまとめましたので御報告させていただきます。お手元の資料を御覧ください。

今年度も、市内33校全ての小中学校から、2,912名が音読カップへの出場に向けた取組を行い、その中から、当日は86名が市民会館の舞台上で音読を披露いたしました。各部門ともに、年々、出場者一人一人の音読がレベルアップしていると感じましたし、カップを手に喜ぶ入賞した子供たちの笑顔が印象的でした。

中でも、小学校中学年の部で金賞を受賞した銭函小学校の中山颯夕^{なかもり}さんは、昨年度2年生の時に銀賞、中学校の部で銅賞を受賞した北陵中学校の神ニイナ^{じん}さんは、昨年度1年生の時に特別賞を受賞しており、昨年度より優秀な成績を収めた児童生徒が見られました。また、中学校の部で金賞を受賞した桜町中学校の大野秀征^{おおのしゅうせい}さんは、昨年度も金賞を受賞しており、2年連続の金賞となりました。

今年度の開催に当たっては、児童生徒数の多い学校は、参加枠を増やしましたので、昨年度より多くの児童生徒が参加することができました。

次年度に向けた改善点につきましては、現在、各学校から今年度の音読カップの改善点等を集約しているところですので、それらの内容を参考にして、次年度へ生かしてまいりたいと思います。教育委員の皆様からも、御意見等がございましたら、お知らせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

小澤委員 審査の中で、審査員の方から昨年も同様の意見があったのを、私が伝えてなかったのを申し訳なかったのですが、ジャンルの違う分野の朗読を評価するのは非常に難しい。それで、それぞれ記録をとっているはずなので、それを標準として（審査・評価）するというような指標を作っていただくと、皆さん共通のレベルで評価できるので、それができたらいい、という話がございました。

林教育長 審査をしてみて、ということでしょうか。

小澤委員 できれば、最初3人ぐらい終わりましたら、短時間で、審査員がそれぞれ評価内容の交流ができるといいのです。けれども、時間的に無理なので、であれば前年度のものでもいいので、こういう朗読が、例えば4点満点でしたら2.5にするとか3にするとか、そういうようなことがあるといいんですけどね、という声が、昨年・今年と同じ方から出ていました。

林教育長 審査基準ということですかね。そういう意味で、誰が聞いても、そういう基準に基づいて審査をしていくという感じにしたほうが、より審査が統一されて公平になるのじゃないかという御意見ですね。

小澤委員 実際は非常に難しいと思うんですね。

林教育長 そうですね。

小澤委員 一番やりやすいのは、最初3人ぐらい終わったら、低学年の部だったら低学年の、全部の部が必要かどうかわかりませんが、ちょっと休憩を入れてもらって若干の打合せをするよ

うな形を取ると、その場でほぼ評価の基準が統一されるということはあると思うのですけれども、運営上難しいかもしれませんね、というお話がありました。

林教育長 なるほど。例えば、記録というか、DVDをとっていますので、30分くらい前の時に、例えば1人とか2人聞いていただいて、それで仮審査みたいなのをして、そこでこういう時はこういうふうにするとかっていうやり方もあるかもしれないですね。やり方の工夫というか審査の難しさが如実に現れているなというふうに思うんですけどね。

小澤委員 そのようにする場合は、8時くらいから打合せしなければならなくなるので、その辺りのところに難しい部分があるかと思うのですけれども。

林教育長 事務局のほうとしてはどうでしょうかね。

学校教育支援室主幹（指導担当） 確かに審査基準は一応5点で、文章としてはあるのですが、実際に音声として聞いて、どれぐらいが基準なのかってというのがわかると確かにいいのかなという、今のお話だったかと思えますので、今、小澤委員からいただいた意見も含めて、実際運営上時間的に可能なのかということだとか、具体的にはどういうやり方が審査員の方がよりわかりやすい指標となるのかという辺りも含めて、今後検討させていただきたいと思えます。

林教育長 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、報告を終了したいと思います。
次に、その他の報告をお願いします。寄附採納について説明をお願いします。

その他の報告 寄付採納について

教育総務課長 寄付が3件ございましたので、御報告いたします。

1件目は、10月20日、神奈川県川崎市在住の江良惣一郎様から、北陵中学校に対しまして、図書190冊、49万9,813円相当を御寄贈いただいたものでございます。江良様は末広中学校の卒業生であり、北山中学校と末広中学校の統合校である北陵中学校の図書館蔵書充実のために、とのことでございました。過去には、平成27年9月に、リトグラフの絵3枚、90万円相当を末広中学校に御寄贈いただいたこともございます。資料には、経営されています会社名と代表取締役社長の肩書を記載しておりますが、御寄贈は江良様個人としていただいております。

2件目は、11月16日、高坂啓子様から、小樽市奨学資金基金に10万円を御寄附いただいたものでございます。高坂様からの御寄附は、平成14年度からいただいております。今回

で16回目であります。総額については255万円となっております。

3件目については、11月24日、小野良夫様から、先ほどと同様、小樽市奨学資金基金に20万円御寄附いただいたものでございます。小樽市に転入した記念としての御寄付であり、教育に役立ててほしいとのことでございました。

報告は以上でございます。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、報告を終了いたします。

それでは、ただいまから非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様方につきましては御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

議案第3号 学校職員の処分内申について

教育総務課長から、学校職員の処分内申について説明し、笹谷委員、小澤委員から質問が、林教育長、小澤委員、荒田委員、常見委員から意見があったほか、全委員一致により決定した。

<非公開の審議終了>

林教育長 以上をもちまして、教育委員会第11回定例会を終了いたします。